

## 第7章 計画の推進体制

本計画を具体的に推進していくにあたっては、以下のような推進体制で施策の展開に取り組みます。

### 1 地域福祉ネットワーク形成による計画の推進

#### (1) 公民協働、パートナーシップの構築

地域福祉の推進にあたっては、制度に基づく施策を推進する市などの行政機関、地域福祉の中間支援組織としての社会福祉協議会、それぞれの分野のネットワークの中心となる専門機関や事業者、そしてなにより、地域住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、学校園、事業者、保健・医療機関、NPO・ボランティアといった市民活動団体など、さまざまな主体との協働・パートナーシップの構築と信頼関係の醸成を図り、効果的な施策推進を目指します。

#### (2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定される社会福祉に資するさまざまな事業を実施することで、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。市は地域福祉を推進するにあたって、常に社会福祉協議会との連携・協働を図り、その活動を継続的に支援していく必要があります。その上で社会福祉協議会は、多様化、複雑化する新たな福祉課題に対してその社会的使命と役割を果たすために、本計画に基づく地域福祉活動計画に掲げる施策の確実な実行と、より積極的な施策展開を図る必要があります。

本計画では社会福祉協議会を、市の地域福祉における中核的役割を果たす中間支援組織としてあらためて明確に位置づけましたが、今後さまざまな福祉分野のネットワークの中心として更に地域福祉を総合的に推進する役割が期待されます。

#### (3) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、地域の要援護者を支える福祉サービスの提供者として利用者に安心して利用してもらうためには、常に客観的な視点でサービスを見直し、利用者のニーズにあわせた改善を継続することで、質の高いサービスを提供する必要があります。あわせて事業内容やサービス内容の情報提供を広く行い、他のサービスとの連携に取り組むなど、サービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

また、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応し、ボランティア体験の受け入れや地域のさまざまな人との交流を深めることにより、福祉的配慮が必要な人への理解の深化を進める福祉教育の場としての役割が求められます。さらにさまざまな分野のサービス事業者や地域との連携を図ることで、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりや支えあいに対する支援といった取り組みが期待されます。

#### (4) 行政の役割

行政は法や制度に基づき、それぞれの分野において責任をもって施策に取り組み、福祉の推進を図っています。その上で制度の谷間などにより既存の福祉サービスを受けにくい人々に対する支援を、相互の連携において実施する必要があり、多様化、複雑化する福祉課題に対応するために、福祉や保健の総合的な窓口である福祉事務所や保健センターなどの公的な相談機関の機能充実は今後ますます重要になります。

市全体の行政の推進においても福祉や保健はもとより、教育や建設、労働などさまざまな分野において福祉的な視点から事業を見直し、各分野の連携や施策の工夫・改善を図り、福祉的な配慮が必要な人々の自立を支援するための施策を、それぞれの立場において進める必要があります。

また地域の社会資源である地域の支援団体、当事者団体、NPO・ボランティア団体などの関係機関・団体の役割を尊重し、相互の連携・協力の上での地域の福祉活動が促進されるよう、支援していきます。

## 2 計画の実効性の確保

#### (1) 計画の進行管理

関係機関との協働による全市的な取り組みを進め、計画の進捗管理、評価などを適切に実行するために、社会福祉審議会において進行管理を行うとともに、計画の進行状況についてウェブサイトなどで公表します。

#### (2) 事業評価・見直しのしくみの検討

行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、福祉推進委員会を中心に連携を一層図り、限られた人材・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制のもとでの評価による事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関などから取り組みに対する意見をいただく機会づくりに努めます。

#### (3) 計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のウェブサイトでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関などにもPRの協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。

